

令和 5 年度における「自ら評価」案件候補の審議結果について (概要)

○案件候補については、ウェブサイトにより広く国民から募集したほか、食品安全モニター、地方公共団体の食品安全担当職員および専門委員からも募集した結果、6 件（複数案件にわたる提案があるため案件としては 7 件）の提案が寄せられ、第 40 回企画等専門調査会（令和 5 年 11 月 17 日）で審議した結果、下記 1 件に絞り込まれた。

○第 41 回企画等専門調査会（令和 6 年 2 月 1 日）における審議結果は次のとおり。

	案件候補	審議結果	審議の内容
1	食品添加物スクラロース中に残留する可能性のあるスクラロース-6-酢酸について（※提示された論文より、スクラロース-6-アセテート (sucralose-6-acetate) であるとして調査）	評価案件候補とすることは見送る	<p>遺伝毒性を示唆する文献が提出されたものの、事務局で引き続き情報収集した結果、情報がその 1 件にとどまっている。</p> <p>同文献についても、AMES 試験が陰性であるほか、小核試験の試験設計が OECD のガイドラインに照らして適切なものとなっておらず、データ等についてもその信頼性が十分とは言えないことなどから、自ら評価の案件候補とするには、根拠が不十分である。</p> <p>このため、今回は、食品健康影響評価の案件候補にすることは見送る。</p> <p>ただし、事務局において引き続き新たな知見についての情報収集を継続することとする。</p>

○食品安全委員会（第 928 回会合：令和 6 年 2 月 6 日）において企画等専門調査会から報告を受け、審議した結果、「スクラロース-6-アセテート」を「自ら評価」の案件とすることは見送るが、事務局において引き続き新たな知見についての情報収集を継続することとした。

以上